

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成32年3月31日まで) |

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警察庁丁暴発第342号、丁保発第125号
平成26年8月20日
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
警察庁生活安全局保安課長

モーターボート競走の実施に関する事務を委託する相手方から暴力団員等を排除するための規定の運用要領について

モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定に基づき、モーターボート競走(以下「競走」という。)の実施に関する事務(以下「実施事務」という。)を委託する相手方から暴力団員等を排除するため、都道府県及び総務大臣が指定する市町村(以下「施行者」という。)が警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長等」という。)に対して行う照会等に関する運用要領は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本運用要領に関して、国土交通省海事局長から「モーターボート競走法の一部改正に伴う競走の実施事務の委託の適正な実施等に関する取扱いについて」(平成20年2月1日付け国海総第160号。以下「局長通達」という。別添1参照)及び国土交通省海事局総務課調整官から「警察本部長等への照会要領等について」(平成20年2月1日付け事務連絡。以下「調整官事務連絡」という。別添2参照)が発出されているので参考とされたい。

記

- 1 実施事務の委託の相手方として不適切な者と認められる私人
実施事務の委託の相手方として不適切な者と認められる私人は、次のとおりである。
 - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)(モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号。以下「規則」という。)第2条第2項第1号関係)
 - (2) 法人でその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの(規則第2条第2項第4号関係)
 - (3) 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの(規則第2条第2項第5号関係)
- 2 事務処理要領
 - (1) 施行者が実施事務を委託する場合

ア 施行者による意見照会

- (ア) 施行者は、実施事務を私人に委託しようとする場合には、局長通達及び調整官事務連絡に基づき、当該委託事務の履行に係る場所（例えば、舟券発売業務を私人に委託しようとする場合は、当該舟券売場の所在地）を管轄する警察本部長等に対し、委託の相手方として不適切な者（以下「暴力団関係事由」という。）に該当するか否かについて、意見を照会することとし、別紙1の文書と照会対象者の氏名、生年月日、性別をCSV形式（エクセル形式等）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）により行うものとする。
- (イ) 電磁的記録は、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで区切り、昭和40年3月4日生まれの「競艇太郎」氏について照会を行う場合には、「キョウテイ□太郎, 競艇□太郎, S, 40, 03, 04, M」と、CSV形式により電磁的記録媒体に記録して行うこととなる。

イ 警察本部長等による意見提出

意見照会を受けた警察本部長等は、以下の要領により所要の調査を行った上で、施行者に対して必要な意見を提出すること。

- (ア) 警察本部長等は、施行者から意見を求められた私人が個人である場合はその者、法人である場合はその法人及び法人の役員（以下「求意見対象者」という。）について、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務（以下「暴力団情報管理システム」という。）による暴力団員等の登録状況を確認すること。
- (イ) 求意見対象者が、暴力団情報管理システムにおいて、暴力団員等として登録されている場合は、当該登録内容が、暴力団関係事由に該当するか否かについて、必要な調査を行うこと。
- (ウ) (イ)の場合において、認定資料の入手・登録を行った都道府県警察と意見照会を求められた都道府県警察が異なる場合には、意見照会を求められた都道府県警察は、認定資料の入手・登録を行った都道府県警察に連絡の上、当該認定資料の写しの送付を受けるなど、暴力団員等の該当性を判断するに当たっては、暴力団情報の正確性に万全を期すため、立証資料の種類、内容等について、十分検討すること。
- (エ) (ア)から(ウ)までの調査を行った上、求意見対象者の暴力団関係事由の有無について判断し、意見照会を受理後、概ね30日以内に、別紙2又は別紙3の文書により施行者に対して意見を提出すること。
- (2) 警察において、既に施行者から実施事務を受託している私人が、暴力団関係事由に該当すると疑うに足る相当な理由を認知した場合
- ア 意見に係る私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する警

警察本部長等は、施行者が適当な措置をとる必要があると認める場合には、別紙4の文書により、当該実施事務を委託した施行者に対して意見を提出すること。

イ 各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外における実施事務を履行している私人に関し、暴力団関係事由に該当する疑いがある旨の情報を入手した場合は、当該私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する都道府県警察に情報提供することとし、当該情報提供を受けた都道府県警察の警察本部長等は補充調査を行うなどした上で、アと同様に施行者に対して意見を提出すること。

3 運用上の留意事項

(1) 施行者との連携

施行者との連絡窓口は、各都道府県警察本部公営競技担当課とすることから、同課は、暴力団対策担当課と連携を密にして対応すること。

(2) 施行者からの通知

警察本部長等からの意見提出に基づく措置の結果については、当該措置をとった施行者から意見提出を行った警察本部長等に通知される。

(3) その他

実施事務を委託しようとする私人が暴力団関係事由に該当すると認められる旨の意見提出を行った場合及び既に実施事務を委託している私人が暴力団関係事由に該当すると認められ施行者に意見提出を行った場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に報告すること。また、意見提出等に当たって施行者との間に疑義が生じた場合も同様とする。

別紙 1

(意見照会)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

〇〇県知事 (〇〇市長) 印

モーターボート競走法第3条第2号又は第3号に掲げる事務を委託する相手方
に関する意見照会について

標記について、下記の私人が同法施行規則第2条第2項第1号、第4号(第1号に
係るものに限る。)又は第5号に該当するか否か、意見照会します。

記

(法人の場合)

- 1 法人の名称
- 2 法人の主たる事務所の所在地
- 3 全役員の氏名、住所及び生年月日
- 4 営業所又は従たる事務所の名称及び所在地

(個人の場合)

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 生年月日

別紙 2

(暴力団関係事由に該当しないと認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事 (〇〇市長) 殿

警視総監又は道府県警察本部長 印

モーターボート競走の実施に関する事務を委託する相手方に関する意見について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見照会を受けた件については、モーターボート競走法施行規則第2条第2項第1号、第4号(第1号に係るものに限る。)又は第5号に該当する事由があるとは認められません。

別紙 3

(暴力団関係事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事 (〇〇市長) 殿

警視総監又は道府県警察本部長 印

モーターボート競走の実施に関する事務を委託する相手方に関する意見について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号により意見照会を受けた件については、下記のとおり意見を提出します。

記

(例 1)

委託の相手方である〇〇〇〇が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 等であることから、モーターボート競走法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号に該当する事由があると認められる。

(例 2)

委託の相手方である△△△ (法人) の役員が暴力団員等であることから、モーターボート競走法施行規則第 2 条第 2 項第 4 号に該当する事由があると認められる。

(例 3)

委託の相手方である△△△ (法人) は、暴力団員等が事業活動を支配していることから、モーターボート競走法施行規則第 2 条第 2 項第 5 号に該当する事由があると認められる。

別紙 4

(既に実施事務を委託している相手方が暴力団関係事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県知事 (〇〇市長) 殿

警視総監又は道府県警察本部長 印

モーターボート競走の実施に関する事務を委託している相手方に関する意見について

標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 モーターボート競走の実施に関する事務を委託している相手方
 - 個人の場合 (氏名、住所、生年月日)
 - 法人の場合 (法人の名称、法人の主たる事務所の所在地、法人役員の氏名・住所・生年月日)

- 2 モーターボート競走法施行規則第2条第2項第〇号に該当する事由
(例1)

委託の相手方である〇〇〇〇が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 等であることから、モーターボート競走法施行規則第2条第2項第1号に該当する事由があると認められる。

(例2)

委託の相手方である△△△ (法人) の役員が暴力団員等であることから、モーターボート競走法施行規則第2条第2項第4号に該当する事由があると認められる。

(例3)

委託の相手方である△△△ (法人) は、暴力団員等が事業活動を支配していることから、モーターボート競走法施行規則第2条第2項第5号に該当する事由があると認められる。

}

- ①
- ②
- ③
- ④

別 紙

〇〇第 号
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

〇〇県知事（〇〇市長）

モータボート競走法第3条第2号又は第3号に掲げる
事務を委託する相手方に関する意見照会について

標記について、下記の私人が同法施行規則第1条の2第2項第1号、第4号（第1号に係るものに限る。）又は第5号に該当するか否か、意見照会します。

記

（法人の場合）

- 1 法人の名称
- 2 法人の主たる事務所の所在地
- 3 全役員の名、住所及び生年月日
- 4 営業所又は従たる事務所の名称及び所在地

（個人の場合）

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 生年月日

全国モーターボート競走施行者協議会理事長 殿

国土交通省海事局総務課調整官

警察本部長等への照会要領等について

標記について、モーターボート競走法の一部を改正する法律及び同法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、競走の実施事務の委託の適正な実施等の取扱いについては、平成20年2月1日付け国海総第160号「モーターボート競走法の一部改正に伴う競走の実施事務の委託の適正な実施等に関する取扱いについて」によっているところであるが、私人委託に関して施行者が警察本部長等へ照会する場合の照会要領等を下記のとおり定めたので、各施行者に周知するとともに、円滑な運用に努められたい。

記

1 照会要領

警察本部長等への照会については、当該委託事務の履行に係る場所（例えば、舟券発売業務を私人に委託しようとする場合は、当該舟券売場の所在地）を管轄する警察本部長等に対し、当該私人がモーターボート競走法施行規則（以下「省令」という。）第1条の2第2項第1号、第4号（第1号に係るものに限る。）又は第5号の事由（以下「暴力団関係事由」という。）に該当するかどうかについて、意見を照会することとされている。

意見照会は、別紙の意見照会文書と照会対象者の氏名、生年月日、性別をCSV形式（エクセル形式等）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）を併せて提出するものとする。

2 電磁的記録作成上の留意事項

電磁的記録は、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで

区切るものとする。

例えば、昭和40年3月4日生まれの「競艇太郎」氏について照会を行う場合には、「キョウテイカウ, 競艇□太郎, S40, 03, 04, M」と、CSV形式により電磁的記録媒体に記録して行うこととなる。

3 委託契約書に記載すべき事項

- (1) 省令第1条の2第1項に規定されている委託の相手方に関する基準を記載し、基準を満たさない者とは契約しない旨を記載する。
また、委託契約締結後、委託の相手方が、委託の相手方として不適切な者と認められることが明らかになった場合は、委託契約を解除する旨を記載すること。
- (2) 入札関係書類、契約書等に虚偽の記載があることが明らかなものについては、委託契約を解除することを記載すること。

附 則

この事務連絡は、平成20年2月1日から施行する。